

新顔冬野菜推進事業委託業務

企画提案指示書

令和6年（2024年）5月

北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課

第1 委託業務名
新顔冬野菜推進事業委託業務

第2 業務の趣旨・目的

冬の寒さにより甘みが増すなどの特徴を有する「ちぢみほうれんそう」や高価格での取引が期待される「伏せ込みアスパラガス」など、北海道の気候を活かした栽培技術や他県産の出荷が少なくなる端境期に生産・出荷される冬野菜を「新顔冬野菜」として、道外における催事販売、道内飲食店等でのフェアの開催及び広報活動を行うことにより、新顔冬野菜の認知度の向上と需要の拡大を図る。

第3 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

なお、業務の遂行に当たっては、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課と協議の上、実施すること。

1 対象作物

新顔冬野菜全般

- ・北海道の冬期間の寒さを活かした無加温栽培などの栽培技術で生産される冬野菜（例：ちぢみほうれんそう、ケール、こまつな、レタスなど）
- ・他県産の出荷が少なくなる端境期にあたる冬期間に、北海道で生産・出荷される冬野菜（例：伏せ込みアスパラガスなど）
- ・上記のほか、冬期間に生産されることにより糖度や栄養価が高まるなどの特徴を有する冬野菜（例：雪の下大根、越冬キャベツなど）

なお、委託者において、事前に道内市町村に対し、冬野菜の作付状況（面積、収穫量）、出荷可能時期、事業参加への意向等について調査することとしており、受託者においてその調査は要さない。

2 取組内容

(1) 北海道どさんこプラザでの催事販売の実施

北海道どさんこプラザマーケティング催事事業を活用し、北海道どさんこプラザでの催事販売を通じて新顔冬野菜のPRを実施すること。

① 開催店舗

店舗名	住所・連絡先
北海道どさんこプラザ 有楽町店	〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通 会館 1階 TEL03-5224-3800

② 開催時期

令和6年12月又は令和7年1月中の水曜日から火曜日までの7日間とし、日程は道と協議の上、決定する。

③ 内容

新顔冬野菜の出品事業者^{*}との連携、道と調整の上、販売品を選定し実施すること。

なお、販売売上については出品事業者の収入とし、事業者によっては商品の送り込みのみも可とする。

また、実施にあたり発生する北海道どさんこプラザマーケティング催事事業に係る利用料金（基本使用料、簡易厨房使用料、手数料）は本事業費から支出すること。

加えて、受託者は、出品に必要な基準の確認や商品カルテの作成など、事業者に対するサポートを行うこと。

※新顔冬野菜の生産者や卸売・小売を行う事業者・団体（道内に本支店等を有するものに限る。）

④ その他

催事販売と併せて、新顔冬野菜の産地の取組を発信する情報発信コーナーの設置（またはリーフレットの配付）により、産地の取組についても広く周知すること。

また、予算の範囲内において、北海道どさんこプラザ有楽町店以外の他店舗と連携した取組の展開が可能であれば企画提案書に記載すること。

(2) 道内飲食店等でのフェアの開催

道内飲食店等への需要喚起及び消費者に対する実食機会の提供を行うため、道内飲食店等において新顔冬野菜を活用したメニューや商品を提供するフェアを開催すること。

① フェア実施店、店舗数

道が認定する「北のめぐみ愛食レストラン」及び「麦チェーンサポーター店」において実施することを基本とし、未認定店において実施する場合には、道産食材にこだわったメニューや商品を提供していること。

「北のめぐみ愛食レストラン」などのフェアを実施する店舗（以下、フェア実施店という。）は道内に限定することとし、全道域に事業効果が及ぶよう配慮すること。

店舗数は、20店舗程度とすること。

② フェア開催時期、期間

新顔冬野菜の出荷時期に、最適な開催期間を設定することし、開催期間は20日間程度設けること。

③ 内容

フェア実施店の募集、フェア実施店への食材の紹介・斡旋及びレシピ開発に係るサンプルの調達、配布（必要最低限の量とすること）を行うこと。

なお、食材提供産地とフェア実施店の紹介は受託者が行うが、フェア実施のための食材の受け渡しやそれに伴う対価の支払い等については、食材提供産地とフェア実施店が直接取引できるよう調整すること。

④ フェア実施店へのアンケート調査

フェアメニューの提供実績、食材の使用量、お客様の満足度（客へのアンケート調査のほかフェア実施店への聞き取りでも可）、フェア実施店の新顔冬野菜に対する満足度（良かった点、改良が必要な点）などのアンケート調査を行い、集計、分析し、本調査結果は「3 事業成果報告書」により道へ報告すること。

(3) 新顔冬野菜の需要拡大のための広報活動

上記(1)及び(2)の実施に当たっては、次の①～③の広報活動は必須とする。

また、①～③以外にも、SNS、動画配信、バナー広告、ロゴマークやキャッチコピーなど、受託者の創意工夫により、新顔冬野菜や産地の認知度向上及び購買意欲向上並びにフェア実施店の集客力向上が図られるよう、道内外へ広く周知される広報活動がある場合は、企画提案すること。

①催事販売・フェアの名称の作成

名称案を作成すること。

なお、企画提案時においては複数候補の列記を認めることとし、受託後に道と協議の上、決定する。

②ホームページの作成

催事販売やフェアの広報、新顔冬野菜の需要拡大を図るための記事を作成することとし、催事販売品、フェア実施店の提供メニュー・商品や営業時間等の情報、新顔冬野菜の魅力を発信するコーナーを設けること。

外部サイトにホームページを作成する場合は、URLのホスト名及びドメイン名は道のサブドメイン（shingao-fuyuyasai.pref.hokkaido.lg.jp）を使用することとし、委託期間中の更新作業及び保守管理（CMSバージョンアップをはじめとするセキュリティ対策、各種メンテナンス等）は受託者で行うこと。

③PR資材の作成

次のPR資材の作成は必須とする。

ア どさんこプラザでの催事販売

- ・来店客にPRするためのリーフレット（例：産地や販売品の紹介等）
- ・新顔冬野菜の産地の取組を紹介する動画
2産地以上作成すること。産地の選定については、道と協議の上、決定する。
- ・催事用PR資材（例：パネル、チラシ、のぼり、横幕、法被等）

イ 道内飲食店等でのフェアの開催

- ・フェア実施店や食材提供産地、道庁施設等に掲示するPRポスター

④その他

本事業の広報活動に使用した写真や資材等は、委託期間終了後においても道の施策推進に使用するため、委託業務の処理に伴い生じる著作権その他の権利は道に移転すること。

3 事業成果報告書

上記(1)～(3)の実施結果について、次の項目を含む報告書を作成すること。

- ・催事販売の実績（来場者概数、購買層、出品商品、出品事業者、販売実績など）
- ・道内飲食店等でのフェアの実績（フェア実施店アンケートの取りまとめなど）
- ・広報活動の実績
- ・その他、事業成果として報告できる項目があれば企画提案書に記載すること。

第4 成果品の提出

次表に掲げるものを作成し、提出すること。

名称	規格	部数	摘要
報告書	製本A4版	3	第3の3を踏まえて作成すること 作成したPR資材の現物を保管可能な形で提出すること
	PRリーフレット等	2	
	CD-R又はDVD-R	1	・製本の内容を編集可能な電子データで保存。 ・PR資材のデザイン及びホームページの記事を電子データで保存。 ・アンケート調査の回答用紙を電子データ化して保存

※電子データは、windows10で起動するMicrosoft Officeで対応可能なものを基本とするが、紙媒体を電子化した場合はAdobe Acrobat Readerで対応可能なものとする。

第5 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月14日（金）まで

第6 予算上限額

委託料 6,093,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第7 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

- ・業務を実施するに必要かつ十分な体制となっているか。
- ・再委託・外注は、必要最小限のものとなっているか。
- ・企画、編集、デザイン等の実績は十分であり、専門的な知識、ノウハウを有しているか。
- ・業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。

(2) 企画提案内容

- ・北海道どさんこプラザでの催事販売の実施において、実施内容が事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
- ・道内飲食店等でのフェアの開催において、実施内容が事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
- ・広報活動において、事業の趣旨を踏まえた効果的な提案となっているか。
- ・事業成果報告書において、報告書の項目の設定・考え方が、新顔冬野菜の認知度向上及び需要拡大に資する内容となっているか。

(3) 総合評価

- ・企画提案内容の全体を通して、本事業の目的である新顔冬野菜の認知度の向上及び需要の拡大に資する取組となっているか。

第8 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

- (2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
- ① 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - ⑤ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - ⑤ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
 - ⑥ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
 - ⑦ コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2) の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する法人等間に明確な契約が存在すること。
 - ② 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

第 9 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類 参加表明書、付属資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様 式 別添様式による。
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出期限 令和 6 年（2024 年）5 月 30 日（水）17 時（必着）
- (5) 提出場所 第 12 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。
持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の 9 時から 17 時までとする。

第 10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様 式 企画提案書は、別添様式による。付属資料は A 4 サイズとし、任意様式とする。

- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも8部
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの7部は提案者名を記載しないもの。
企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和6年(2024年)6月12日(水)17時(必着)
- (5) 提出場所 第12の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)による。
持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の9時から17時までとする。

第11 再委託の禁止

- (1) 委託者は、次のような場合は、再委託を認めないものとする。
- ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
 - イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合
 - ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合
- (2) 受託者は、委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、委託者へ再委託を申し出ることができる。
なお、この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。
 - イ 再委託することに合理的な理由があるとき。
 - ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。
- (3) 受託者が再委託の申し出をしようとするときは、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を委託者に提出すること。
また、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書を徴取し、その写しを併せて委託者に提出すること。
- (4) 受託者が再委託の承諾を得た場合、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託の相手方との契約を遵守するために必要な事項について、本委託業務の契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。
- (5) 受託者が再委託する第三者の管理・監督を行うこととし、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。

第12 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

- ① 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
- ③ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 提出期限以降における企画提案書等の差替及び追加等は認めない。
- ⑤ 全ての提出書類は返却しない。
- ⑥ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎7階）
北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課
農業付加価値向上係（担当：廣瀬）

電話：011-204-5432（直通）

ファクシミリ：011-232-7334